

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	認定、都道府県区分					
令和5年度連携研究スキームによる研究委託事業（農産物・食品の輸出制限的措置が先進国とグローバルサウスの食料需給・貿易構造に及ぼす影響に関する研究）	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	国立大学法人筑波大学 法人番号 5050005005266	茨城県つくば市天王台1丁目1番1	会計法第29条の3第4項（特定情報）	継続契約のため （3年計画の2年度）	9,990,860	9,990,860	100%	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度連携研究スキームによる研究委託事業（国際的な食料供給リスクの評価と影響緩和に関する研究）	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	国立大学法人東京大学 法人番号 5010005007398	東京都文京区本郷7丁目3番1号	会計法第29条の3第4項（特定情報）	継続契約のため （3年計画の2年度）	9,303,380	9,303,380	100%	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度連携研究スキームによる研究委託事業（外部環境の変動に対する水産業の対応策・影響緩和策に関する研究）	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	国立大学法人東京大学 法人番号 5010005007398	東京都文京区本郷7丁目3番1号	会計法第29条の3第4項（特定情報）	継続契約のため （3年計画の2年度）	10,000,000	10,000,000	100%	-	-	-	-	-	-	-
令和5年度連携研究スキームによる研究委託事業（都市・都市近郊における持続的で多様な農業の役割に関する研究）	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	国立大学法人千葉大学 法人番号 2040005001905	千葉県千葉市稲毛区弥生町1番33号	会計法第29条の3第4項（特定情報）	継続契約のため （3年計画の2年度）	9,840,000	9,840,000	100%	-	-	-	-	-	-	-
財務省本庁舎・中央合同庁舎第4号館建築設備管理業務	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 法人番号 9010001096367	東京都品川区北品川5-5-15	予決令第99条の2（不落地・不調随意契約）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オンラインデータベース EconLit with Full Text 利用権	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	EBSCO Information Services Japan 株式会社 法人番号 6011201018576	東京都杉並区高円寺北2丁目6番2号高円寺センタービル3階	会計法第29条の3第4項（特定情報）	該当製品は、日本国内において契約相手による専売となっているため	-	2,026,200	-	-	-	-	-	-	-	-
エルゼビア サイエンズ・ダイレクト スタンダード・コレクション	支出負担行為担当官 農林水産政策研究所長 内田 幸雄	東京都千代田区霞が関3-1-1	令和6年4月1日	Elsevier B.V. 法人番号 8700150067835	Radarweg 29, 1043 NX Amsterdam, The Netherlands	会計法第29条の3第4項（特定情報）	該当製品は、日本国内において契約相手による専売となっているため	-	2,093,460	-	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。